

財務省告示第百六十九号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に  
 規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却  
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示  
 する。

平成十九年五月一日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 有二

（別表）

合 計	”	個人向け利付 国債（変 動・十年）	”	個人向け利付 国債（固 定・五年）	国債の名称
	第十六回	第十四回	第四回	第二回	記号
一千三 万八十 円百二 四億 十七	円七十 百二十 十億 八四 万千	百三 八億 六千 九	二十 二億 二万 千	円四 億十 三万	総額 面金 額の
九万千三 十八百十 四千九二 七十七億 百九七	六万六十 百三十二 千八億 六十四 百三千	六千三百 八十五 億六千 六十三 六	三百十二 千四百 十九億 九十六 万	千三百 百十億 六十九 万七 千六百 八十	総買 入価 額の